(証券コード6080)
平成27年12月３日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ株式会社
代表取締役社長　　中村　　悟

第10回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年12月17日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
２．場　　所　　東京都千代田区丸の内一丁目７番12号　サピアタワー６階
ステーションコンファレンス東京　605会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
３．目的事項
報告事項　　第10期（平成26年10月1日から平成27年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議案　　取締役４名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。又、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ma-cp.com/）に掲載させて頂きます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役４名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役４名全員は任期満了となります。つきましては、改めて取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中村（なかむら）　悟（さとる） （昭和48年３月30日生）	平成７年４月　積水ハウス株式会社入社 平成17年10月　当社設立、代表取締役社長就任（現任）	7,026,200株
2	十亀（そがめ）　洋三（ようぞう） （昭和50年６月７日生）	平成15年９月　株式会社平沢コミュニケーションズ入社 平成17年６月　スタイル・テクノロジー株式会社代表取締役社長就任 平成17年10月　当社取締役就任 平成17年12月　グローバル・インテレクチュアル・トラスト株式会社取締役就任 平成19年10月　当社営業企画部長 平成20年３月　当社取締役辞任 平成20年９月　当社取締役就任（現任）	1,077,400株
3	※上原（うえはら）　大輔（だいすけ） （昭和54年９月11日生）	平成13年８月　同風会法律事務所入所 平成19年６月　株式会社ブロード・レジデンシャル・インベストメント（現株式会社ＢＲＩ）入社 平成22年１月　当社入社 平成23年10月　当社企画管理部次長（現任）	60,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	西澤 民夫（にしざわ たみお） （昭和18年６月17日生）	昭和41年４月　中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入庫 昭和60年４月　山一證券株式会社入社、同社より山一ユニベン株式会社へ出向 昭和62年11月　山一ユニベン・ロサンゼルス支店長 平成２年11月　山一ファイナンス・アメリカ・インク社長 平成４年６月　山一ファイナンス株式会社投資コンサルタント部部長 平成10年２月　日本エスアンドティー株式会社設立　代表取締役社長就任（現任） 平成12年３月　中小企業総合事業団（現独立行政法人中小企業基盤整備機構）新事業支援部統括プロジェクトマネージャー 平成18年４月　株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役就任 平成18年11月　当社取締役就任（現任） 平成21年８月　ラオックス株式会社監査役就任（現任） 平成26年２月　独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー（現任）	60,000株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．西澤民夫氏は社外取締役候補者であります。
尚、当社は西澤民夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．西澤民夫氏を社外取締役候補者とする理由について
西澤民夫氏は、事業の立ち上げ及び育成に精通していることから、特にM＆A仲介業務の拡大に関する意見具申等を期待し、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって９年１ヶ月です。
５．当社は、西澤民夫氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第27条第２項の規定に基づき、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

（経済概況）

当事業年度における我が国経済は、先進国を中心とした世界経済の回復基調を背景に良好な水準を維持していたものの、後半にかけては新興国経済の減速の影響などから、輸出・生産面においてやや緩慢な動きがみられております。国内では消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も和らぎ、企業収益の明確な改善を続けるなかで、堅調な回復を続けている状況にあります。

（業界動向）

当社がメインターゲットとする中堅・中小企業においては、引き続き潜在的なＭ＆Ａニーズは堅調であると認識しております。毎年調査・公表されている『全国社長分析』（株式会社帝国データバンク2015年1月29日公表）においては、前年に引き続き社長の平均年齢は59.0歳と過去最高を更新しており、依然として社長の高齢化が進行し続けている状況にあります。高齢化の背景には事業承継難の問題があり、経営の承継をするための後継者がいない場合や、後継者がいても資本（株式）を承継するための納税資金あるいは買取資金などの問題から事業承継が遅々として進まない現状があります。当社が提供するＭ＆Ａは第三者への承継を提案・支援するサービスであり、事業承継の選択肢として一般に定着していく余地はまだまだあると判断しております。

（当社の状況）

当社ではこのような環境下におきまして、継続的な成長と安定した収益の拡大に向けて、当事業年度では次のような施策を講じてきました。

①アウトバウンドマーケティング

当社では引き続き計画的なコンサルタントの増員・教育を柱に、提案型営業の拡充を図っております。オーナー社長が後継者候補として第一に考えるのは親族や従業員であり、当然の心情ともいえるところですが、経営環境・資質・経済力など様々な面を考慮した結果、選択肢としてＭ＆Ａ（第三者への承継）が有益であると最終的に判断される例は多く、当社ではこれらの検討段階から情報提供を行うことで案件化を図っております。尚、当事業年度においてはコンサルタントが７名増加しております。

②インバウンドマーケティング

当事業年度においては、セミナー活動によるマーケティングやＷＥＢマーケティングを中心にインバウンド型の案件化に注力してきました。前年に続き各社メディアとの協賛セミナーなども精力的に行い全９会場で延べ3,000名超の方々に向けて事業承継型Ｍ＆Ａに関する講演を行いました。またＷＥＢ広告やホームページのリニューアルなどを通じて問合せも増加傾向にあり、更なる認知度向上に努めて参りました。

この結果、当事業年度の売上高は、2,847,868千円（前年同期比70.8％増）となり、営業利益1,549,823千円（前年同期比88.2％増）、経常利益1,524,796千円（前年同期比88.7％増）、当期純利益892,732千円（前年同期比90.6％増）となりました。

尚、Ｍ＆Ａ成約案件の規模別あるいは業種別分類は以下のとおりとなっております。当事業年度においてはコンサルタントの増加とインバウンドマーケティングによる成果に起因して、年間での成約件数の増加に繋がりました。

分類の名称			第９期事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	第10期事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	前年同期比
Ｍ＆Ａ成約案件数		（件）	35	44	+9
手数料金額別	うち１案件当たりの手数料総額が１億円以上の案件数	（件）	2	4	+2
	うち１案件当たりの手数料総額が１億円未満の案件数	（件）	33	40	+7
業種別	うち当社において「小売業」に分類している案件数	（件）	22	25	+3
	うち当社において「卸売業」に分類している案件数	（件）	3	6	+3
	うち当社において「その他」に分類している案件数	（件）	10	13	+3

(2) 資金調達等についての状況

①設備投資の状況

当事業年度中に行った設備投資の総額は140,042千円であり、これは主に業務効率向上のためのＩＴ設備への投資、及び業容拡大を目的とした増床による差入保証金によるものであります。

②資金調達の状況

当社は、平成26年12月12日を払込期日とする公募により132,500株を発行致しました。これにより総額で307,275千円の資金調達を行っております。

③事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区　　分	第７期 (平成24年９月期)	第８期 (平成25年９月期)	第９期 (平成26年９月期)	第10期 (当事業年度) (平成27年９月期)
売　　上　　高（千円）	1,073,849	1,157,561	1,667,246	2,847,868
経　常　利　益（千円）	577,528	600,273	808,081	1,524,796
当　期　純　利　益（千円）	301,522	331,163	468,284	892,732
１株当たり当期純利益　（円）	25.25	27.74	36.53	67.70
総　　資　　産（千円）	1,300,800	1,648,298	2,604,671	4,453,971
純　　資　　産（千円）	754,135	1,085,298	2,029,683	3,241,067

(注)当社は、平成25年５月15日付で株式１株につき2,000株の株式分割を、平成26年５月１日付で株式１株につき３株の株式分割を、又、平成27年９月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。これにより、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

①市場と経営戦略

当社が抱える今後の課題については、現状において会社の規模に見合った効率的な経営を行う必要があることから、資本の「選択と集中」を行うため、中堅・中小企業の事業承継ニーズをメインターゲットとした市場あるいは提供するアドバイザリーサービスの業務領域を一部に特化した集中戦略を展開しております。その反面、市場に対するリスク分散の観点からは脆弱であり、事業リスクを低減するための10年後あるいは20年後の長期経営戦略の策定が重要であると認識しております。

しかしながら、当社がターゲットとしている後継者不在などによる事業承継ニーズを持った中堅・中小企業のM＆A市場においては、需要(潜在的ニーズを含む)が供給を上回る状況は続くものと予想しております。

背景としましては、株式会社帝国データバンクが、毎年自社で保有する企業情報データから分析・公表している『全国社長分析』によると、2014年において社長の平均年齢は59.0歳と過去最高を更新し、又、社長交代率についても3.83%と依然として低水準が続いていると報告されており、国内企業の社長高齢化が進行していることがわかります。

これは経営の承継や資本（株式）の承継が進んでいないことに起因するものと判断しており、当社ではこれらの問題解決の選択肢としてM＆Aによる第三者承継を提案しております。又、業界慣習としてM＆Aの検討を始める段階から発生する報酬（着手金）を無償にすることで、より具体的に検討が進むような報酬体系を設定し、他社との差別化を図っております。

以上のようなことから引き続き、マーケティング活動を通じて、潜在的なニーズの掘起しなどを行いマーケットシェアの拡大を図っていく所存であります。

又、中長期的にはこれらの市場をターゲットとして、M＆A仲介業務サービスの品質向上、あるいは、派生する金融サービス分野への進出等も模索し、更に競業他社との差別化に積極的に取組んで参ります。

②優秀な人材確保・教育と組織体制の強化

当社は小規模な組織であることからも、コアメンバーの想定外の大量退職や教育の遅れなどの属人的な要因が、安定的な業績確保の大きな障害となる可能性があると認識しております。「クライアントへの最大貢献と全従業員の幸せを求める」との企業理念に基づき、これまでに、従業員に対して業績評価型のインセンティブ制度や人事考課制度の導入、又はストック・オプション制度の導入などを行い、あるいは、顧客ニーズ等の社内データベース化により、安易に模倣できないような社内ナレッジを構築し、従業員に向けたブランディングを行うなど、様々な従業員定着のための施策を行って参りました。それに加え、教育について

も属人的なＯＪＴから脱却し、組織的な教育プログラムの策定を行っており、中途採用者の即戦力化を図ってきた結果が業績にも反映されております。

今後は、会社にとって中期経営基本方針と並ぶ重要な戦略となる人員計画について、市場ニーズと組織力の向上及び従業員の成長とのバランスを考慮しながら、中期経営基本方針に沿った部署の新設を含む効果的な組織作りに取組んで参ります。

(5) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

近年、少子高齢化による団塊の世代を中心としたオーナーの高齢化に伴い、潜在的なものも含め事業承継ニーズはますます高まっている状況にあります。特に中堅・中小企業においては、後継者不足が深刻化してきており、親族に跡継ぎがいない、既存の役職員では資本(株式)の承継を行う資力がないといった問題を抱えている企業が多く、又、優良企業であればあるほど、相続時の株式評価額が高くなり、納税資金の問題などから、経営に直接関わっていない親族への株式分散が発生するなど事業承継を検討するにあたって様々なハードルがあるのが現状であると認識しております。

譲受企業においても、国内需要の縮小や業界内での価格競争など、競争激化の背景を受け、スケールメリットの確保や周辺分野又は新規事業への進出といった業容拡大を目的とした譲受意欲は堅調であると認識しております。

そのなかで当社は設立以来、Ｍ＆Ａ（企業の買収・合併・資本提携など）の仲介事業として、事業の引継ぎに悩みを抱え、又は会社の清算を考えているオーナーに対し、Ｍ＆Ａによる問題解決を提案し、実現していくまでのサポートを主たる事業としております。当社は譲渡企業のオーナーと譲受企業の間に立ち、アドバイザリー業務を提供しており、その対価として、それぞれより中間報酬及び成功報酬を受領しております。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況（平成27年９月30日現在）

①主要な営業所

名　　称	所　在　地
本　社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

②使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
38名	9名増	30.5歳	2.96年

(7) 主要な借入先及び借入額（平成27年９月30日現在）

該当事項はありません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年９月30日現在）

(1) **発行可能株式総数**　47,760,000株

(2) **発行済株式の総数**　13,240,000株

(3) **株主数**　3,390名

(4) **大株主**

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
中　村　　悟	7,026,200	53.07
十　亀　洋　三	1,077,400	8.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	687,000	5.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	566,900	4.28
MSCO CUSTOMAR SECURITIES	220,800	1.67
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	179,500	1.36
野村信託銀行株式会社（投信口）	153,300	1.16
中　村　陽　子	144,000	1.09
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	128,600	0.97
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	114,000	0.86

(5) **その他株式に関する重要な事項**

①平成26年12月12日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が132,500株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ153,637千円増加しております。

②平成27年９月１日付で、株式１株につき２株の株式分割を行いました。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成27年９月30日現在）

		第１回新株予約権	第２回新株予約権	第６回新株予約権
新株予約権の数		５個	５個	７個
保有人数				
当社取締役	保有者数	―名	―名	１名(注) １
（社外役員を除く）	新株予約権の数	―個	―個	７個
当社社外取締役	保有者数	１名	―名	―名
（社外役員に限る）	新株予約権の数	５個	―個	―個
当社監査役	保有者数	―名	１名	―名
	新株予約権の数	―個	５個	―個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) ２		60,000株	60,000株	84,000株
新株予約権の発行価額		無償	無償	無償
新株予約権の払込金額(注) ２		１株につき34円	１株につき34円	１株につき42円
新株予約権の行使期間		平成23年４月１日から平成29年11月30日まで	平成23年４月１日から平成29年11月30日まで	平成25年10月１日から平成32年12月13日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) ３	(注) ４	(注) ５

（注）１．従業員として在籍中に付与されたものです。
２．株式数及び払込金額につきましては、平成25年５月15日付で株式１株につき2,000株の株式分割を、平成26年５月１日付で株式１株につき３株の株式分割を、又、平成27年９月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数及び払込金額を記載しております。
３．第１回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。
イ．権利行使時においても、当社又は当社子会社あるいは当社の関係会社の取締役又は監査役あるいは従業員であることを要する。
ロ．当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満２年を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
ハ．その他の条件については、新株予約権付与の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「募集新株予約権割当契約」に定めるところによる。
４．第２回新株予約権の行使の条件は、上記（注）３．記載の内容と同様であります。
５．第６回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。
イ．権利行使時においても、当社又は当社子会社あるいは当社の関係会社の取締役又は監査役あるいは従業員であることを要する。
ロ．当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満３年を経過した場合に割当個数の２分の１を上限として、新株予約権を行使することができる。又、満４年を経過した場合は、未行使の新株予約権すべてを行使できるものとする。ただし、計算に当たって小数点以下の端数がある場合には、切り捨てるものとする。

ハ．その他の条件については、新株予約権付与の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「募集新株予約権総引受契約」に定めるところによる。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成27年１月30日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社常勤取締役及び従業員に対する業績条件付き募集新株予約権（有償ストック・オプション）の募集要項を決議し、平成27年２月13日開催の当社取締役会において、当該新株予約権を付与することを決議いたしました。

		第　８　回 新株予約権
新株予約権の数		1,324個
保有人数		
当社取締役	保有者数	２名
（社外役員を除く）	新株予約権の数	281個
当社従業員	保有者数	11名
	新株予約権の数	1,043個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1		264,800株
新株予約権の発行価額		１個につき 8,726円
新株予約権の払込金額(注) 1		１株につき 1,085円
新株予約権の行使期間		平成30年１月 １日から 平成62年12月 31日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 2

（注）１．株式数及び払込金額につきましては、平成27年９月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数及び払込金額を記載しております。

２．第８回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ．新株予約権者は、平成27年９月期、平成28年９月期及び平成29年９月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、M&A仲介事業のセグメント営業利益（ただし、本新株予約権の割当日後に当社が他の会社を買収等した場合におけるのれん償却の影響による営業利益の増減は除外するものとする。以下、「営業利益」という。）の累計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使できる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるもの

とする。又、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
(a) 平成27年９月期から平成29年９月期の営業利益の累計額が3,595百万円以上の場合　行使可能割合：100％
(b) 平成27年９月期から平成29年９月期の営業利益の累計額が2,696百万円以上の場合　行使可能割合：50％

ロ．新株予約権者は満57歳の誕生日において、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

ハ．新株予約権者が、上記イ．及びロ．を満たした上で、亡くなった場合、相続人は本新株予約権を行使できる。又、満45歳の誕生日において、当社又は当社関係会社において取締役、監査役又は従業員であり、且つ満57歳の誕生日を迎える前に当社又は当社関係会社在職中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できない。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

地　　位	氏　　名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	中　村　　悟	－
取　締　役	十　亀　洋　三	営業企画部長
取　締　役	佐々木　　輝	企画管理部長
取　締　役	西　澤　民　夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役 ラオックス株式会社監査役 独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー
監　査　役	邉　田　信　行	－
監　査　役	藤　本　幸　弘	シティユーワ法律事務所パートナー
監　査　役	中　森　真紀子	中森公認会計士事務所所長 株式会社アイスタイル監査役 株式会社ロコンド監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役 株式会社ネクスト監査役

（注）１．取締役西澤民夫氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役邉田信行氏、藤本幸弘氏及び中森真紀子氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役中森真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役西澤民夫氏及び監査役藤本幸弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役又は監査役ごとの報酬等の総額

区　　分	人　　数	支　給　額
取　締　役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	112,521千円 （1,800千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	8,040千円 （8,040千円）
合　　計 （うち社外役員分）	７名 （４名）	120,561千円 （9,840千円）

（注）報酬支給限度額は取締役が年額500,000千円以内（平成25年８月９日臨時株主総会決議）、監査役が年額10,000千円以内（平成18年11月29日第１回定時株主総会決議）と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区　　分	氏　　名	他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
取　締　役	西　澤　民　夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役 ラオックス株式会社監査役 独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー
監　査　役	藤　本　幸　弘	シティユーワ法律事務所パートナー
監　査　役	中　森　真紀子	中森公認会計士事務所所長 株式会社アイスタイル監査役 株式会社ロコンド監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役 株式会社ネクスト監査役

(注)　当社と記載各法人等との間には特別な関係はありません。

②各社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	活動状況
取　締　役	西　澤　民　夫	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席致しました。経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監　査　役	邉　田　信　行	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、監査役会13回の全てに出席致しました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、事業会社における豊富な監査経験から、事業活動全般に関し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行いました。
監　査　役	藤　本　幸　弘	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、監査役会13回の全てに出席致しました。弁護士として主に会社のコンプライアンスの観点から、法務面に関する専門的な見識に基づき助言を行いました。
監　査　役	中　森　真紀子	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、監査役会13回の全てに出席致しました。公認会計士として主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づき助言を行いました。

③責任限定契約に関する事項

当社は、平成19年２月16日開催の臨時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役西澤民夫氏及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

イ．社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

ロ．社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,200千円
会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	12,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が、会計監査人に対して委託した、公認会計士法第２条第１項以外の業務は、公募増資に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることと致します。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

６．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたります。

②コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的に社内指導も行い、これらの活動が定期的に取締役会及び監査役に報告される体制を構築致します。

③取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築致します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」等に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存致します。

又、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受けます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。

②リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、リスク管理責任者を選任し、リスク発生時に迅速・的確に対応できる体制を構築致します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行います。又、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理及び改善管理を行います。

②取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者及びその責任・権限並びに執行手続きを定めます。
③経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握し、又は経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用することにより、全社的な業務の効率化を実現致します。

⑸ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備致します。

⑹ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置く場合、当該従業員は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、従業員の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保致します。

⑺ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は月１回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものと致します。又、当社の取締役及び従業員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告することを周知徹底し、監査役は必要に応じて、当社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものとします。

⑻ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は前号の報告を行った者に対して、当該報告を理由とした異動、人事評価及び懲戒処分等の不利益な取扱いは行わないものとします。

⑼ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査の実効性を確保致します。又、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は「反社会的勢力等対策規程」等において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行いません。

当社の内部統制システムの運用状況

(1) 内部統制

当社の内部統制システムの整備・運用状況の確認は内部監査人が務めており、年度毎に取締役会において見直し決定される「財務報告に係る内部統制構築の基本計画及び方針」に基づいてモニタリングし内部統制の有効性を確保しております。

(2) コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており当事業年度においては４回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施しており、又、役職員への教育・啓蒙を目的として年間計画を策定しコンプライアンスにかかわる研修を実施するなどしております。

(3) リスク管理

リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス委員会においてリスク管理責任者を選任し、リスク発生時の迅速・的確に対応できる体制を構築すべく取組んでおります。

(4) 取締役

当社の取締役が法令及び定款に則って職務を遂行するよう社外取締役を選任し、取締役会を通じて活発な発言・意見交換が行われるよう努めております。尚、当事業年度においては19回の取締役会を開催しております。

(5)監査役

当社の監査役は全員が社外監査役であり、取締役会への出席や常勤監査役による経営会議の参加、その他稟議書の検閲などによって日常的なモニタリングを行い監査機能を強化しております。又、常勤監査役を中心として会計監査人や内部監査人と四半期ごとに意見交換会を実施するなどし、より効率的な監査が実施できるよう努めております。尚、当事業年度においては13回の監査役会を開催しております。

7．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

当社は、業務の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めて参ります。

貸　借　対　照　表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,223,541**	**流動負債**	**1,212,904**
現金及び預金	4,173,783	未払金	501,214
前払費用	11,638	未払費用	14,269
繰延税金資産	37,729	未払法人税等	517,455
その他	389	未払消費税等	126,808
固定資産	**230,430**	前受金	50,274
有形固定資産	**58,252**	預り金	2,883
建物附属設備	40,526	**負債合計**	**1,212,904**
工具、器具及び備品	14,755	**純資産の部**	
建設仮勘定	2,970	**株主資本**	**3,229,513**
無形固定資産	**2,684**	**資本金**	**440,937**
ソフトウェア	2,684	**資本剰余金**	**430,687**
投資その他の資産	**169,493**	資本準備金	430,687
敷金及び保証金	164,938	**利益剰余金**	**2,358,065**
繰延税金資産	4,312	その他利益剰余金	2,358,065
長期前払費用	242	繰越利益剰余金	2,358,065
		自己株式	**△177**
		新株予約権	**11,553**
		純資産合計	**3,241,067**
資産合計	**4,453,971**	**負債・純資産合計**	**4,453,971**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**2,847,868**
売　上　原　価		**858,440**
売　上　総　利　益		**1,989,427**
販売費及び一般管理費		**439,604**
営　業　利　益		**1,549,823**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	1,561	1,561
営　業　外　費　用		
株　式　交　付　費	3,018	
株　式　公　開　費　用	23,562	
雑　損　失	6	26,587
経　常　利　益		**1,524,796**
税　引　前　当　期　純　利　益		**1,524,796**
法人税、住民税及び事業税	655,797	
法　人　税　等　調　整　額	△23,733	632,064
当　期　純　利　益		**892,732**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から 平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	287,300	277,050	277,050	1,465,333	1,465,333
当期変動額					
新株の発行	153,637	153,637	153,637		
当期純利益				892,732	892,732
自己株式の取得					
新株予約権の発行					
当期変動額合計	153,637	153,637	153,637	892,732	892,732
当期末残高	440,937	430,687	430,687	2,358,065	2,358,065

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	―	2,029,683	―	2,029,683
当期変動額				
新株の発行		307,275		307,275
当期純利益		892,732		892,732
自己株式の取得	△177	△177		△177
新株予約権の発行			11,553	11,553
当期変動額合計	△177	1,199,830	11,553	1,211,383
当期末残高	△177	3,229,513	11,553	3,241,067

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物附属設備　10年～15年
工具、器具及び備品　４年～15年
②無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。
③リース取引の処理方法　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準
貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 繰延資産の処理方法
株式交付費　支出時に全額費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

該当事項はありません。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　17,261千円

4．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	6,487,500株	6,752,500株	―	13,240,000株
合計	6,487,500株	6,752,500株	―	13,240,000株

(注) 発行済株式数の普通株式の増加6,752,500株は、公募による当社株式の売出しに関する第三者割当増資による新株の発行132,500株、及び株式分割による増加6,620,000株によるものであります。

(2) 当事業年度末日における自己株式に関する事項

当事業年度末日における自己株式の数は以下のとおりであります。

	当事業年度期首自己株式数	当事業年度増加自己株式数	当事業年度減少自己株式数	当事業年度末自己株式数
自己株式				
普通株式	―	112株	―	112株
合計	―	112株	―	112株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加56株、及び株式分割による増加56株によるものであります。

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

①（流動資産）

未払事業税	33,651千円
未払社会保険料	3,785 〃
その他	292 〃
計	37,729千円

②（固定資産）

資産除去債務	4,312千円
計	4,312千円
繰延税金資産合計	42,041千円

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については資金使途に応じて主に銀行など金融機関からの借入による方針であります。又、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債務である未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。営業債務は流動リスクに晒されますが、当社は資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)	現金及び預金	4,173,783	4,173,783	―
(2)	敷金及び保証金(※)	100,236	100,123	△112
資産計		4,274,020	4,273,907	△112
(1)	未払金	501,214	501,214	―
(2)	未払法人税等	517,455	517,455	―
(3)	未払消費税等	126,808	126,808	―
(4)	前受金	50,274	50,274	―
負債計		1,195,752	1,195,752	―

(※) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	4,173,783	―	―	―
敷金及び保証金	―	100,236	―	―
合計	4,173,783	100,236	―	―

８．関連当事者との取引に関する注記

当社は、関連当事者との重要な取引はありませんので、記載を省略しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　243円92銭

(2) １株当たり当期純利益　　67円70銭

当社は平成27年９月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。これにより、当期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　浦　　太　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千　足　幸　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月11日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　邉　田　信　行　㊞

監査役（社外監査役）　藤　本　幸　弘　㊞

監査役（社外監査役）　中　森　真紀子　㊞

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
サピアタワー６階
「ステーションコンファレンス東京」605会議室
電話　03-6888-8080（代）

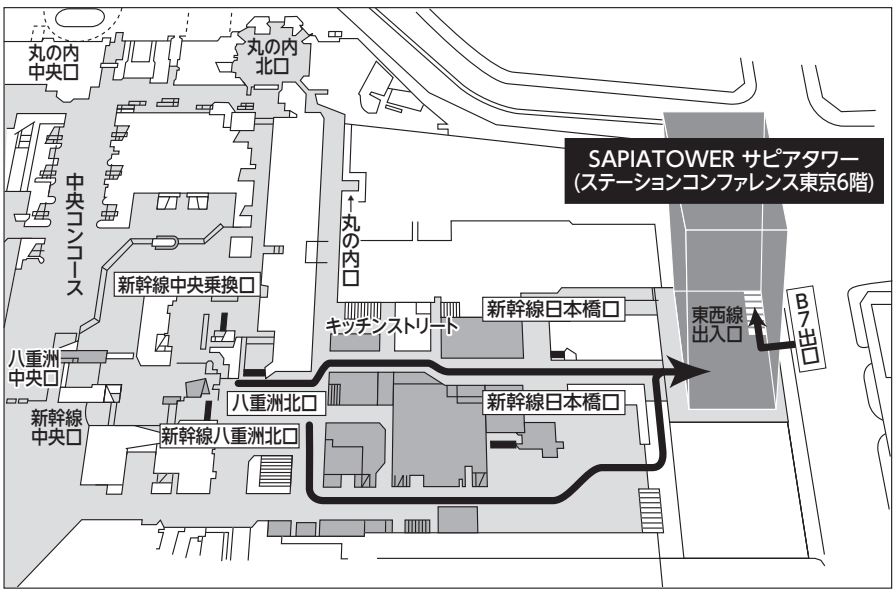

【交通のご案内】

ＪＲ東京駅新幹線専用改札口（日本橋口）	徒歩１分
ＪＲ東京駅八重洲北口改札口	徒歩２分
東京メトロ東西線大手町駅（Ｂ７出口）	徒歩１分

※駐車場のご用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。